

# 青森市建設工事設計・施工一括発注方式試行事務取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、青森市における建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る契約について、試行により実施する設計・施工一括発注方式の事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 設計・施工一括発注方式 建設工事の設計及び施工に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、当該技術提案の内容を審査して、当該建設工事の設計及び施工を一括して受注する者を決定する発注方式であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 概略の仕様や基本的な性能、設計等に基づき、設計と施工を一括して発注するもの
  - イ 基本設計に基づき、詳細設計と施工を一括して発注するもの
- 二 契約担当部長 当該建設工事に係る契約事務を分掌する部局の長をいう。
- 三 契約依頼部長 当該建設工事を施行する部局の長をいう。

## (対象工事)

第3条 設計・施工一括発注方式の方法によることができる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建設工事とする。

- 一 条件付き一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により契約を締結する建設工事であって、一件の請負工事設計額（支給品の額を含む。）が1億円以上のもの
- 二 個々の事業者等が有する設計技術及び施工技術を一括して活用することが適当であるもの

## (落札者の決定方法)

第4条 契約担当部長は、対象工事を決定しようとするときは、併せてその競争入札における落札者の決定の方法を定めなければならない。

## (入札参加資格)

第5条 契約担当部長は、設計・施工一括発注方式に係る競争入札については、対象工事について適正な技術提案をすることを、当該競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として定めなければならない。

## (総合評価競争入札の落札者決定基準)

第6条 契約担当部長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札又は政令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札（以下これらを「総合評価競争入札」という。）を行おうとするときは、落札者決定基準（政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

- 2 契約担当部長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、設計・施工一括発注方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 契約担当部長は、前項の意見の聴取と併せて、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、審査委員会の意見を聴くものとする。

（入札の公告）

第7条 契約担当部長は、設計・施工一括発注方式に係る条件付き一般競争入札を実施しようとするときは、青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号。以下「財務規則」という。）第104条の規定により公告しなければならない事項のほか、次に掲げる事項について公告しなければならない。

- 一 当該建設工事の発注方式が、設計・施工一括発注方式であること。
  - 二 入札参加資格として、適正な技術提案の提出が必要であること。
  - 三 入札参加資格である技術提案の審査結果の通知に関する事項
  - 四 入札は、技術提案に基づき行う必要があること。
  - 五 技術提案書（様式第1号）の作成に係る説明会を実施する場合は、その日時及び場所
  - 六 技術提案書の提出の期限、部数、方法及び場所
  - 七 技術提案に係るヒアリングを実施する場合は、その日時及び場所
  - 八 その他必要と認められる事項
- 2 契約担当部長は、前項の公告において、入札参加資格のない者のした入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。
  - 3 契約担当部長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、第1項の規定により公告をしなければならない事項及び前項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項について公告しなければならない。
    - 一 総合評価一般競争入札の方法によること。
    - 二 総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準
    - 三 その他総合評価一般競争入札の実施に当たり必要と認められる事項

（指名競争入札の参加者への指名の通知）

第8条 契約担当部長は、設計・施行一括発注方式に係る指名競争入札を行おうとするときは、財務規則第120条第2項の規定により通知しなければならない事項のほか、前条第1項各号に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
- 3 契約担当部長は、総合評価指名競争入札を行おうとするときは、第1項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する前条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項について通知しなければならない。
  - 一 総合評価指名競争入札の方法によること。
  - 二 総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準
  - 三 その他総合評価指名競争入札の実施に当たり必要と認められる事項

（技術提案書の提出）

第9条 契約担当部長は、技術提案の内容を審査するため、設計・施工一括発注方式に係る競

争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）に、技術提案書と併せて、必要に応じ競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）を提出させるものとする。

2 前項の技術提案書は、次のとおり取り扱うものとする。

- 一 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- 二 技術提案書は、入札参加希望者に無断で、入札参加資格の審査その他対象工事の契約の相手方の決定に必要とされる審査以外の用途に使用しないこと。
- 三 技術提案書は返却しないこと。
- 四 提出期限以降は、技術提案書又はその添付資料の差替え及び再提出は認めないこと。

（入札参加資格に係る技術提案の審査）

第10条 契約担当部長は、入札参加希望者から技術提案書の提出があった場合は、当該技術提案に係る入札参加資格の有無について審査するものとする。この場合において、契約依頼部長は、必要に応じヒアリングを実施し、特に専門的な知識を必要とすることその他の理由により、当該技術提案の審査を行うことが困難であるときは、審査委員会の意見を聴くことができる。

（審査結果の通知等）

第11条 契約担当部長は、前条の審査の結果を、条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）又は指名競争入札の執行の通知と併せて、技術提案審査結果通知書（様式第4号）により、入札参加希望者に通知するものとする。この場合において、当該技術提案について入札参加資格が認められなかった者に対しては、技術提案審査結果通知書にその理由を付して通知しなければならない。

2 技術提案について入札参加資格がないと認められた者は、前項の規定による通知の翌日から3日（青森市の休日に関する条例（平成17年青森市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、契約担当部長に説明を求めることができるものとする。

3 契約担当部長は、前項の説明を求められたときは、原則として当該説明を求めることができる最終日の翌日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって回答するものとする。

4 契約担当部長は、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合においては、第1項の通知を取り消し、前項の回答と併せて入札参加資格がある旨を通知するものとする。

（落札者の決定）

第12条 契約担当部長は、入札参加資格が認められた入札参加希望者を対象に競争入札を実施し、落札者を決定する。

2 契約担当部長は、総合評価競争入札を行うときは、落札者決定基準に基づいて落札者を決定する。この場合において、契約依頼部長は、特に専門的な知識を必要とすることその他の理由により、当該落札者決定基準に基づく技術提案の内容の審査及び評価を行うことが困難であるときは、審査委員会の意見を聴くことができる。

3 前項に定めるほか、契約担当部長は、第6条第3項の規定による意見の聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者の決定に当たり、あらかじめ、審査委員会の意見を聴かななければならない。

(審査委員会の設置)

第13条 契約依頼部長は、入札参加希望者からの技術提案の内容を審査し、対象工事に係る価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するため、審査委員会を設置する。

(審査委員会の所掌事務)

第14条 審査委員会は、次の事務を処理する。

- 一 落札者決定基準に関すること。
- 二 入札参加資格に係る技術提案の審査に関すること。
- 三 落札者決定基準に基づく技術提案の内容の審査及び評価に関すること。
- 四 総合評価競争入札における落札者の決定に関すること。
- 五 その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(審査委員会の組織)

第15条 審査委員会は、委員15人以内をもって組織し、その委員は、学識経験を有する者又は市職員の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 前項の場合において、総合評価競争入札に係る審査委員会を設置するときは、学識経験を有する者を2人以上委嘱しなければならない。
- 3 委員の任期は、審査委員会の所掌事務が終了するまでとする。
- 4 審査委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により委員長を定め、副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 5 委員長は、審査委員会を総理する。
- 6 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第16条 審査委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査委員会は、議事に関係ある者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(審査委員会の庶務)

第17条 審査委員会の庶務は、当該建設工事を施行する課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、競争入札に係る事務の取扱いについては、その事務の例によるものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成19年12月12日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成23年1月14日から実施する。